

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 CN-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成25年10月17日 （最終更新日）<u>令和2年5月11日</u></p> <p style="text-align: center;">中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 都道府県等衛生部局が施設の認定事務を行う場合の登録手続</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）食品監視安全課は、施設認定機関の名称及び所在地を受理した後、施設認定機関名及び所在地を<u>農林水産省</u>のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。</p> <p>（3）（略）</p> <p>6. 施設の認定等に係る手続</p> <p>（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）施設の認定要件の審査</p> <p style="padding-left: 2em;">施設認定機関は、認定申請を受理した後、許可証の写しや別紙様式1の<u>申請事項等</u>を確認し、以下のアからウまでのいずれか並びにエ及びオの要件に適合するかの審査を行い、要件に適合する施設については食品監視安全課に別紙様式16-1及び別紙様式16-2を提出する。</p> <p>ア. ～オ. （略）</p>	<p>別紙 CN-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成25年10月17日 （最終更新日）<u>令和2年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 都道府県等衛生部局が施設の認定事務を行う場合の登録手続</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）食品監視安全課は、施設認定機関の名称及び所在地を受理した後、施設認定機関名及び所在地を<u>厚生労働省</u>のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。</p> <p>（3）（略）</p> <p>6. 施設の認定等に係る手続</p> <p>（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）施設の認定要件の審査</p> <p style="padding-left: 2em;">施設認定機関は、認定申請を受理した後、許可証の写しや別紙様式1の<u>誓約事項等</u>を確認し、以下のアからウまでのいずれか並びにエ及びオの要件に適合するかの審査を行い、要件に適合する施設については食品監視安全課に別紙様式16-1及び別紙様式16-2を提出する。</p> <p>ア. ～オ. （略）</p>

(3) ~ (7) (略)

7. (略)

#### 8. 衛生証明書発行機関の登録手続

(1) (略)

(2) 食品監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

また、食品監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を農林水産省のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

(3) (略)

#### 9. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

(略)

(1) (略)

(2) 輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数の配布を別紙様式7により衛生証明書発行機関あて依頼すること。なお、依頼する枚数は過去の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼することとし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封した上で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）により衛生証明書の発行申請を行う輸出者は、用紙の配布を依頼する必要はないこと。

(3) ~ (7) (略)

7. (略)

#### 8. 衛生証明書発行機関の登録手続

(1) (略)

(2) 食品監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

また、食品監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

(3) (略)

#### 9. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

(略)

(1) (略)

(2) 輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数の配布を別紙様式7により衛生証明書発行機関あて依頼すること。なお、依頼する枚数は過去の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼することとし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封した上で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

なお、電子メールにより衛生証明書の発行申請を行う輸出者は、用紙の配布を依頼する必要はないこと。

## 10. 衛生証明書の発行手続

### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取り扱う認定施設を管轄する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1 (Country of Production 及び I. について記入したもの) 及び別紙様式9-2 (複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。) を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。

なお、電子メール又は NACCS による申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア. ～ウ. (略)

エ. 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関において、必要に応じ別途定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し。なお、同一の認定施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

オ. (略)

(略)

(2) ～ (5) (略)

## 10. 衛生証明書の発行手続

### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取り扱う認定施設を管轄する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1 (Country of Production 及び I. について記入したもの) 及び別紙様式9-2 (複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。) を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。

なお、電子メール又は 輸出入・港湾関連情報処理システム (本要綱において「NACCS」という。) による申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア. ～ウ. (略)

エ. 都道府県等の試験検査機関又は登録検査機関において、必要に応じ別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し。なお、同一の認定施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

オ. (略)

(略)

(2) ～ (5) (略)

<p>11. その他</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>認定施設責任者</u>による衛生証明書の発行申請について</p> <p>輸出者が一切の申請手続きを関係の<u>認定施設責任者</u>に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口（地方厚生局又は都道府県等衛生部局）に提出した場合には、当該<u>認定施設責任者</u>は申請者となることができること。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>	<p>11. その他</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>施設認定者</u>による衛生証明書の発行申請について</p> <p>輸出者が一切の申請手続きを関係の<u>施設認定者</u>に委任する旨の委任状を、あらかじめ申請窓口（地方厚生局又は都道府県等衛生部局）に提出した場合には、当該<u>施設認定者</u>は申請者となることができること。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>
<p>別添1～別添2 (略)</p> <p>別添3</p> <p>中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について</p> <p>1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式8-1）について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>「⑨コンテナ番号」については、申請時までに判明しない場合は、空欄の状態<sup>①</sup>で提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。<u>なお、航空便の場合は、航空貨物運送状（AWB）番号を記入すること。</u></p> <p>「⑩封印番号（コンテナ等の封印番号）」については、申請時までに判明しない場合、空欄の状態<sup>①</sup>で提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。<u>なお、航空便の場合は、***と記入すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について</p>	<p>別添1～別添2 (略)</p> <p>別添3</p> <p>中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について</p> <p>1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式8-1）について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>「⑨コンテナ番号」については、申請時までに判明しない場合は、空欄の状態<sup>①</sup>で提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。</p> <p>「⑩封印番号（コンテナ等の封印番号）」については、申請時までに判明しない場合、空欄の状態<sup>①</sup>で提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関あて届け出ること。</p> <p>(略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について</p>

(1) 輸出者が実施すべき事項

- ・ 農林水産省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。ただし、電子メール又はNACCSにより発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。
- ・ （略）

(2) 衛生証明書発行機関が実施すべき事項

- ・ （略）
- ・ なお、電子メール又はNACCSによる発行申請の場合には、輸出者から提出された別紙9-1（電子ファイル）を所定用紙に印刷の上、手続きを行うこと。
- ・ 記入にあたっては、担当者による署名を除き、印字又はスタンプによること。

3. （略）

別添4～別添7 （略）

別紙様式1

年 月 日

都道府県

各 保健所設置市 衛生主管部（局）長/〇〇厚生局長 殿  
特別区

申請者

住所

氏名

印

(1) 輸出者が実施すべき事項

- ・ 厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。ただし、電子メールにより発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。
- ・ （略）

(2) 衛生証明書発行機関が実施すべき事項

- ・ （略）
- ・ なお、電子メールによる発行申請の場合には、輸出者から提出された別紙9-1（電子ファイル）を所定用紙に印刷の上、手続きを行うこと。

3. （略）

別添4～別添7 （略）

別紙様式1

年 月 日

都道府県

各 保健所設置市 衛生主管部（局）長/〇〇厚生局長 殿  
特別区

申請者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出水産食品施設認定申請書

標記について、中国向け輸出水産食品を取扱う施設として認定を受けたく、「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、認定後に認定施設の名称、所在地等を公表することを了承します。

記

1. ～7. (略)

8. 誓約事項

認定を申請する施設は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 別添1-1及び別添1-2に示す衛生要件に適合していること。

9. (略)

別紙様式2～別紙様式3 (略)

別紙様式4

番 号

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課長 殿

都道府県、保健所設置市及び特別区 衛生主管部(局)長

(略)

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出水産食品施設認定申請書

標記について、中国向け輸出水産食品を取扱う施設として認定を受けたく、「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、認定後に認定施設の名称及び、所在地を公表することを了承します。

記

1. ～7. (略)

8. 誓約事項

認定を申請する施設は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 通知の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要綱」別添1に示す衛生要件に適合していること。

9. (略)

別紙様式2～別紙様式3 (略)

別紙様式4

番 号

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課長 殿

都道府県、保健所設置市及び特別区 衛生主幹部(局)長

(略)

別紙様式 5

番 号  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課長 殿

都道府県、保健所設置市及び特別区 衛生主管部（局）長

(略)

別紙様式 6

事 務 連 絡  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課 御中

衛生証明書発行機関

(略)

別紙様式 7～別紙様式 10 (略)

別紙様式 11

年 月 日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局）長/〇〇厚生局長 殿  
特別区

申請者  
住所  
氏名 印  
電話番号

別紙様式 5

番 号  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課長 殿

都道府県、保健所設置市及び特別区 衛生主幹部（局）長

(略)

別紙様式 6

事 務 連 絡  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課長 殿

衛生証明書発行機関

(略)

別紙様式 7～別紙様式 10 (略)

別紙様式 11

年 月 日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局）長/〇〇厚生局長 殿  
特別区

申請者  
住所  
氏名 印  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請の取消願

○月○日付けで申請した中国向け輸出水産食品の衛生証明書について、衛生証明書発行申請の取消しをお願いします。

記

1. 製品の詳細

- ①～⑤ (略)
- ⑥加工施設名 (認定番号) 及び住所
- ⑦保管施設名 (認定番号) 及び住所
- ⑧輸送方法 (船舶の名称、航空機の便名)
- ⑨コンテナ番号
- ⑩封印番号 (コンテナ等の封印番号)
- ⑪輸出者 (荷送人: 日本からの輸出者) の名前及び住所
- ⑫輸入者 (荷受人: 中国の輸入者) の名前及び住所
- ⑬数量
- ⑭ネットウェイト (kg)
- ⑮生産年月日
- ⑯出発地
- ⑰到着地

別紙様式 12～別紙様式 15 (略)

別紙様式 16-1

事務連絡  
年 月 日

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請の取消願

○月○日付けで申請した中国向け輸出水産食品の衛生証明書について、衛生証明書発行申請の取消しをお願いします。

記

1. 製品の詳細

- ①～⑤ (略)
- ⑥認定施設名 (認定番号) 及び住所
- ⑦輸送方法 (船舶の名称、航空機の便名)
- ⑧コンテナ番号
- ⑨封印番号 (コンテナ等の封印番号)
- ⑩輸出者 (荷送人: 日本からの輸出者) の名前及び住所
- ⑪輸入者 (荷受人: 中国の輸入者) の名前及び住所
- ⑫数量
- ⑬ネットウェイト (kg)
- ⑭生産年月日
- ⑮出発地
- ⑰到着地

別紙様式 12～別紙様式 15 (略)

別紙様式 16-1

年 月 日



厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 御中

施設認定機関

中国向け輸出水産食品施設の認定（変更又は廃止）について

「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、中国向け輸出水産食品の最終加工施設又は最終保管施設の認定（変更又は廃止）の申請があり、内容を審査したところ適当と認められましたので、別紙のとおり報告します。

(削る。)

別紙様式 16-2 (略)

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 殿

都道府県、保健所設置市及び特別区 衛生主幹部（局）／〇〇厚生局長

中国向け輸出水産食品施設の認定（変更又は廃止）について

「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、別添のとおり中国向け輸出水産食品の最終加工施設又は最終保管施設としての認定（変更又は廃止）の申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので、下記施設を中国向け輸出水産食品取扱施設として認定（変更又は廃止）手続をお願いします。

記

(認定の場合)

認定施設の名称	認定施設の所在地	施設の分類	養殖魚等の取扱の有無
<u>(日本語)</u>	<u>(日本語)</u>		
<u>(英語)</u>	<u>(英語)</u>		

(変更の場合)

認定番号	認定施設の名称	変更事項
		<u>(日本語)</u>
		<u>(英語)</u>

(廃止の場合)

認定番号	認定施設の名称	登録施設の所在地

別紙様式 16-2 (略)

